

## 協会規約・会則

(名称) 外装リフォーム検査協会

第1条 この会は、外装リフォーム検査協会と称する。

(事務所)

第2条 この会の事務所は、北九州市小倉北区中井1丁目31-5に置く。

(目的)

第3条 この会は、外装リフォーム検査士が適正な外装リフォーム検査を行い、適正な外装リフォームを施工することを目的とする。

(活動・事業の種類)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために建物の外装検査活動を行い次の活動を実施する。

- (1) 建物調査
- (2) 調査報告

(会員)

第5条 この会の会員は、次の2種類とする。

- (1) 正会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。
- (2) 賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会した者とする。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得るものとする。

(会費)

第7条 会員は、以下に定める年会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員 1,000円
- (2) 賛助会員 500円

(退会)

第8条 会員は、退会届を理事会に提出し任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡したとき。
- (2) 会費を1年以上納入しないとき。

(役員)

第9条 この会に次の役員を置く。

- (1) 理事長1名
- (2) 理事4名
- (3) 監査役1名

2 第1項に定める役員は、会員の互選により選出する。

3 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第10条 理事長は、この会を代表し、その業務を統括する。

2 理事は、理事長を補佐し、これに事故があるとき、又は欠席の時は、その職務を代行する。

3 監査役は、会の業務および財産の状況を監査する。

(解任)

第11条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(総会)

第12条 この会の総会は、正会員を持って構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則、事業等の変更
- (2) 解散
- (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員の選任又は解任
- (6) その他会の運営に関する重要事項

3 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

4 総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第13条 総会の議事については、議事録を作成する。

(役員会)

第14条 理事会は役員をもって構成する。ただし、監査役を除く。

2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

(事業報告書及び決算)

第15条 理事長は、毎事業年度終了後1か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て理事会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第16条 この会の事業年度は、毎年9月1日に始まり、翌年8月31日に終わる。

(事務局)

第 条 この会の事務を処理するため、事務局を置く。

(委任)

第 条 この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(変更)

第 条 この会則は、総会において、出席者の3分の2以上の承認がなければ変更できない。

附 則

この会則は、令和2年9月1日から施行する。